

長第 01290003 号
令和 2 年 2 月 10 日

避難確保計画 未策定施設・事業所 施設長・管理者 様
(水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法 関係)

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

市町村地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設、津波避難促進施設における「避難確保計画」の策定等の徹底について（依頼）

日頃より高齢者施設等における災害時の対策につきまして、適切に対応いただきありがとうございます。

さて、避難確保計画については、「要配慮者利用施設（介護保険施設等）における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査のお願いについて（依頼）」（令和元年6月3日付け長第05200001号長寿社会課介護サービス指導室長通知）により、点検のうえ、報告していただくこととしています。

市町村地域防災計画に記載された要配慮者利用施設、津波避難促進施設には、「避難確保計画の策定及び市町村への提出」と「避難訓練の実施」が義務付けられています。

今般、上記報告を取りまとめたところ、**貴施設においては、避難確保計画の策定が確認できません**ので、恐れ入りますが、別添「介護保険施設等における非常災害対策計画等の策定等について」（平成31年3月15日付け長第03150006号）**（特に、「非常災害対策計画と避難確保計画の比較」表中、避難確保計画関係）**を参考に、**改めて自主点検していただき、速やかに避難確保計画の策定、市町村への提出、避難訓練の実施及び県への連絡（計画を策定し、市町村へ提出した場合）**をお願いします。

なお、既に策定等が完了していただいている際には、ご容赦願います。

和歌山県介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527 (直通)